

◇大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 国民健康保険運営協議会の委員の定数を改めることにしました。
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額及び保険料を減額する基準を改めることにしました。
- 3 保険料の徴収猶予の期間の特例を定めることにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、同年8月1日から施行することにしました。

(福祉局生活福祉部保険年金課)